

特別養護老人ホーム第2春香苑

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人末広会が運営する特別養護老人ホーム第2春香苑（空床利用型）短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「事業所」という。）が行う（空床利用型）短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の保持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム第2春香苑（空床利用型短期入所生活介護）
特別養護老人ホーム第2春香苑（空床利用型介護予防短期入所生活介護）
- (2) 所在地 埼玉県川口市末広3丁目4番13号

(施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人（非常勤）
医師は、利用者の健康状態に注意するとともに、事業所の保健衛生の管理指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3人以上
看護職員は、医師の診療の補助及び医師の指示を受けて、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 27人以上
介護職員は、利用者の日常生活上の介護、相談及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、給食管理、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上（兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活動作の機能維持・向上に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 事務職員 2人
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活上（入浴・排泄・食事等）の援助
- (3) 健康状態の確認
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 社会生活上の便宜
- (6) 相談・助言等に関すること

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 事業のサービス利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って、「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成する。事業所は、この「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 事業所の送迎の実施地域は、川口市、蕨市、戸田市とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入居者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食費 1日 1,445円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額とする。

- (2) 居住費 1日 2,500円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額とする。

- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

- (4) 理美容代

顔そり1,500円、カット2,000円、カラー2,000円、カット・顔そり3,000円、カット・カラー4,000円
カット・カラー・顔そり5,000円、カット・パーマ6,500円

- (5) その他日常生活上の便宜に係る費用 300円/日

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の実施に当たって、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(苦情処理)

- 第11条 サービス提供時に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、川口市が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員から質問若しくは照会に応じ及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行う。
 - 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供したサービス等に関する入居者の苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第12条 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族や担当介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待に関する事項)

- 第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を発見した場合は、速やかに、これを川口市に通報するものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係時事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 職員等は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員等であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は事業所の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 8 月 1 日から施行する。